

「調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例」の規定及び

「調布市開発指導要綱」に基づく協議による

下水道の審査基準

調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づく開発事業の手続において、調布市環境部下水道課との協議として排水設備計画承認申請書を3部提出しなければならない。この申請について、調布市開発事業指導要綱で定めている法令及び調布市の下水道計画に適合しているかを判断するための基準を定めたものである。

以下の審査基準のほか、個々の申請内容が災害の防止、下水道施設の維持管理に支障がないかについて審査を行うものとする。この審査基準は、令和5年3月17日の申請から適用する。

目次

1	浸透施設の審査基準	
1-1	雨水流出抑制施設の選定	1
1-2	浸透施設を設置する場合（開発行為）	3
1-3	貯留施設を設置する場合（開発行為）	3
1-4	浸透施設を設置する場合（建築行為）	4
1-5	浸透施設と貯留施設を併用する場合（建築行為）	4
1-6	貯留施設を設置する場合（建築行為）	7
2	下水道施設の審査基準	
2-1	排水先について	8
2-2	下水道本管の選定及び規定	9
2-3	取付管の選定及び規定	9
2-4	調布市の流量計算式	10
2-5	人孔の選定及び規定	12
2-6	人孔の足掛け金具の位置	13
2-7	人孔の勾配及び接続の規定	13
2-8	公共柵の選定及び規定	14
2-9	他企業埋設物との離隔	14
2-10	平面上の流入角度の規定	15
2-11	管接続の規定	15
2-12	管接続における断面上の流入角度の規定	16
2-13	本管接続及び人孔接続の離隔規定	16
2-14	取付管の既設利用	17
2-15	既設人孔の蓋替え	17
3	排水設備の審査基準	
3-1	雨水貯留における注意事項	18
3-2	駐車場のオイル阻集器の設置	18
3-3	営業用調理場におけるグリース阻集器の設置	18
3-4	平面図の作図	18
別紙	排水設備計画承認申請書	19

令和5年3月

調布市環境部下水道課

1 浸透施設の審査基準

1-1. 雨水流出抑制施設の選定

浸透施設は、設置位置に関して条件が定められている。開発区域において、浸透施設の設置が適している地域かどうかを確認し、浸透施設や貯留施設あるいはその両方を設置し、雨水流出抑制を行う。浸透施設の設置における条件を次のとおりで示す。

浸透施設の設置条件

- ・ 浸透施設は相互干渉するため、1.5m 以上離して設置する。
- ・ 盛土地形の場合には浸透施設は現地盤高以下に設置する。
- ・ 建物等への影響を考慮し、基礎から30cm 以上離して設置する。
- ・ 地下埋設物がある場合には地下埋設物から原則として30cm 以上離して設置する。
- ・ 図1-1に示すような傾斜角度が30° 以上の傾斜地には浸透施設の設置が適さない。
- ・ 傾斜地近傍箇所は、原則として表1-1に示す離隔をとり、設置する。

表1-1 浸透施設とのり尻及びのり肩までの離隔条件

高低差 (HG)	斜面角度 θ	浸透施設碎石からの のり尻及びのり肩までの離隔 (L)
$2m \leq HG$	$30^\circ \leq \theta < 70^\circ$	1m 以上かつ深さ A の 2 倍以上
	$70^\circ \leq \theta$	2m 以上かつ深さ A の 2 倍以上
$HG < 2m$	$30^\circ \leq \theta < 70^\circ$	1m 以上
	$70^\circ \leq \theta$	1m 以上

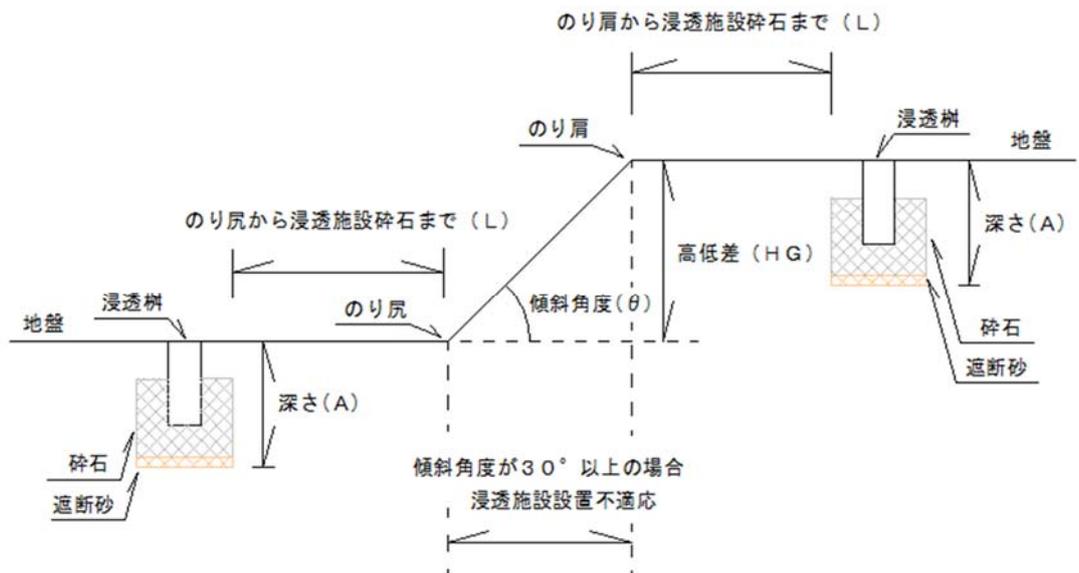


図1-1 浸透施設の設置条件 その1

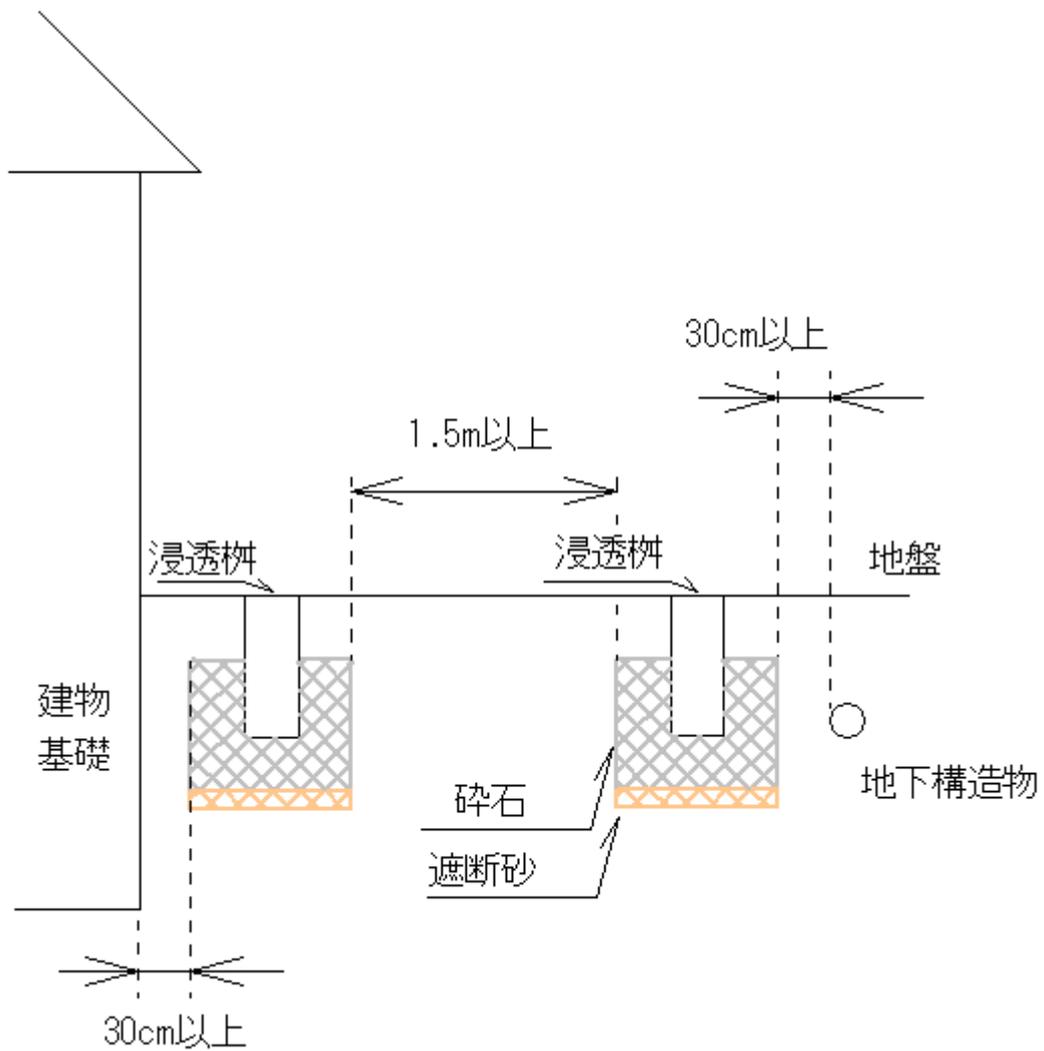


図 1 - 2 浸透施設の設置条件 その 2

表 1 - 2 開発区域の状況における雨水流出抑制施設の選定

開発区域の状況	雨水流出抑制施設の選定	
	(開発行為)	(建築行為)
全域で浸透施設の設置が適している	浸透施設	浸透施設
部分的に浸透施設の設置が適している	浸透施設か貯留施設	原則、浸透施設 困難な場合は、浸透施設と貯留施設の併用。
全域で浸透施設の設置が適していない	貯留施設	貯留施設

1-2. 浸透施設を設置する場合（開発行為）

開発行為において、浸透施設を設置する場合、開発区域全体面積に対して、東京都多摩建築指導事務所の審査基準を満たすように、60mm/h以上の降雨を流出抑制できる浸透施設を設置すること。

【東京都基準】

トンチの設計手順 (60mm/hr)

1. 設計条件の設定

(1) 宅地の状況

① 宅地の面積A = (ha) 建蔽率 = (%) 宅地数 = (区画)
 ② 流出係数C = (ha) 係数 0.9
 ③ 間地面積 = ① - 屋根 = (ha) 係数 0.5
 $C = (\text{屋根} \times 0.9) + (\text{間地} \times 0.5)$ ④ = (審査基準により0.7以上)

(2) 末すの寸法 (丸ます)

④ 直径R = (m) ⑤ 有効深さh₁ = (m)
 ⑥ ますの個数n = 宅地数 × 2 = (個) 各宅地2個

(3) トンチの寸法

⑦ 高さH = (m) ⑧ 幅B = (m)
 ⑨ 孔管径d = (m)

2. 配分された許可放流量の比流量の計算 (配分比に相当し、この数値で面積係数を引くこと)

⑩ $q = Q \div A = \text{③} \div \text{①} = \text{}$ (m³/sec/ha)

3. 浸透ますの受け持ち面積の計算

⑪ 底面積a₁ = ⑤² × π ÷ 4 = (m²)
 ⑫ 面積係数α₁ = (⑩ ⑪ より)
 ⑬ ますの受持面積A₁ = a₁ × α₁ = ⑩ × ⑪ = (ha)

4. トンチの有効水深の算定

⑭ 断面S = H × B = ⑦ × ⑧ = (m²)
 ⑮ トンチの空隙S' = π d/4 + 6 - π d/4 × 0.3 = 3.14 × ⑨/4 + ⑥ - 3.14 × ⑨/4 × 0.3 = (m²)
 ⑯ トンチの有効水深h₂ = S' ÷ B = ⑮ ÷ ⑧ = (m)

5. トンチの延長

⑰ トンチで対応する面積A' = A - A₁ = ① - ⑬ = (ha)
 ⑱ 面積係数α₂ = 0.0000
 ⑲ 必要面積a₂ = A' × α₂ = ⑰ × ⑱ = (m²)
 ⑳ 必要延長L = a₂ ÷ B = ⑲ ÷ ⑧ = (m)

各宅地のトンチ延長 (面積按分)

宅地番号	敷地面積m ²	必要延長m	設計延長m	宅地番号	敷地面積m ²	必要延長m	設計延長m
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
合計							

6. トンチチェックシート Hに入れて、トンチ有効水深h₂ > トンチ必要有効深さhとなる事を確認。

トンチ用チェックシート

(版権) © 丁目宅地造成工事

1. 設計条件の設定

(1) 宅地の状況

① 宅地の面積A = (ha) ② 流出係数C =
 ③ 浸透係数K = (新規ローム、黒ぼく) ④ 定数 a = 5.0, b = 1200
 ⑤ 許可放流量 (放流先地点) Qc = (m³/sec) = 1/360 C × rc A
 (2) トンチの計算手順で求めた値
 ⑥ ますの受持面積A₁ = (ha) ⑦ トンチで対応する面積A' = (ha)
 ⑧ トンチの必要面積a₂ = (m²)

2. トンチの必要有効深さの計算

⑨ 許可量に相当する降雨強度 rc = (1/360 × Qc) ÷ (C × A) = (1/360 × ⑤) ÷ (② × ①) = (mm/hr)
 ⑩ P = rc × 2 = ⑨ × 2 = (許可放流量のない場合は0とする)
 ⑪ S = 60/1000 × K × a₂ = 60/1000 × ⑧ × ⑧ =
 ⑫ Q = (A' × 60 × C) ÷ 360 = (⑦ × 60 × ②) ÷ 360 =
 ⑬ Y = (P × Q + S) ÷ (Q × b) = (⑩ × ⑫ + ⑪) ÷ (⑫ × 1200) =
 ⑭ X = ((1/3 - 2 × a × Y) ÷ √(6/3 × a × Y + 1/9)) ÷ (2 × Y) =
 (0.3333 - 2 × 5.0 × ⑬) ÷ √(2.6667 × 5.0 × ⑬ + 0.1111) ÷ (2 × ⑬) =
 ⑮ t = X² = √X² = √ = (分)
 ⑯ V(θ) = (1200 ÷ (t^{2.3} + 5.0) × rc × 2) × A' × 60 × t × C × 1/360 - 60/1000 × K × a₂ × t =
 (1200 ÷ (⑮^{2.3} + 5) × ⑨ × 2) × ⑦ × 60 × ② × ① - 60/1000 × ③ × ⑧ × ⑧ = (m²)
 ⑰ トンチの必要有効深さ h = V(t) ÷ a₂ = ⑯ ÷ ⑧ = (m)

従って

[1] トンチ幅 B = m
 [2] トンチ延長 L = m < トンチ設計延長 L = m
 [3] トンチ有効深さの比較
 トンチの有効水深h₂ = m
 > トンチの必要有効深さh = m O.K.

1-3. 貯留施設を設置する場合（開発行為）

開発行為において、貯留施設を設置する場合、東京都多摩建築指導事務所の審査基準を満たすように60mm/h以上の降雨を流出抑制できる貯留施設を設置すること。

1-4. 浸透施設を設置する場合（建築行為）

建築行為にて、浸透施設を設置する場合、調布市の基準により、対策降雨量を満たす雨水流出抑制を行うこと。敷地面積により、対策降雨量が異なるため、表1-3を参照すること。必要浸透量及び浸透施設能力の計算方法については、調布市雨水浸透施設設置基準を参考に計算すること。

表1-3 調布市の建築行為における対策降雨量

敷地面積[m ²]	対策降雨量[100 m ² あたり]
500未満	2 m ³
500以上から1000未満	3 m ³
1000以上	6 m ³

1-5. 浸透施設と貯留施設を併用する場合（建築行為）

建築行為にて、浸透施設と貯留施設を併用する場合は、浸透量と貯留量を足し合わせた雨水流出抑制量が対策降雨量を満たすようにすること。敷地面積により、対策降雨量が異なるため、表1-3を参照すること。必要抑制量及び浸透施設能力の計算方法については、調布市雨水浸透施設設置基準を参考に計算すること。

雨天時に貯留した雨水は、晴天時に浸透施設により雨水浸透するようにすること。また、雨水貯留分を1日で空にできるように、24時間分の浸透量が貯留量を超えるようにすること。

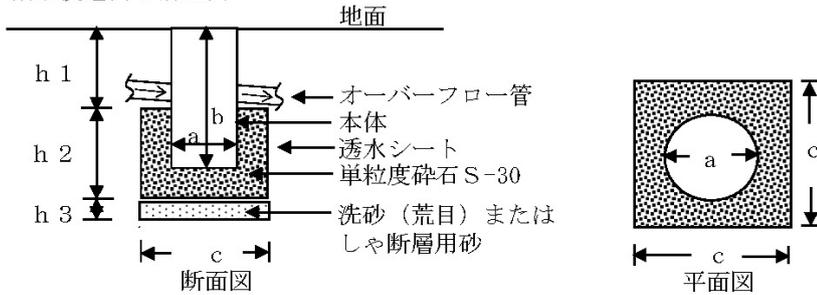
調布市雨水浸透施設設置基準の抜粋 その1

1 自然浸透能表

種類	浸透能 m^3/m^2
庭(植栽・芝生)	0.05
浸透性舗装	0.02
裸地(土・砂利)	0.002

2 雨水浸透樹

雨水浸透樹の構造例



雨水浸透樹寸法表 (単位: mm)

型番	樹の径 a	樹の高さ b	h 1	h 2	h 3	施設幅 c	単位浸透量 $m^3/個$
P I	150	400	注2	390	25	300	0.234
P II	200	400	注2	390	25	400	0.304
P III	250	500	注2	510	30	500	0.455
P IV	300	500	注2	510	30	600	0.535
P V	350	600	注2	630	35	700	0.724
P VI	400	600	注2	630	35	800	0.816
P VII	500	800	注2	880	50	1000	1.313

注1: 浸透能は全て新規ローム・黒ぼくにおけるものとする

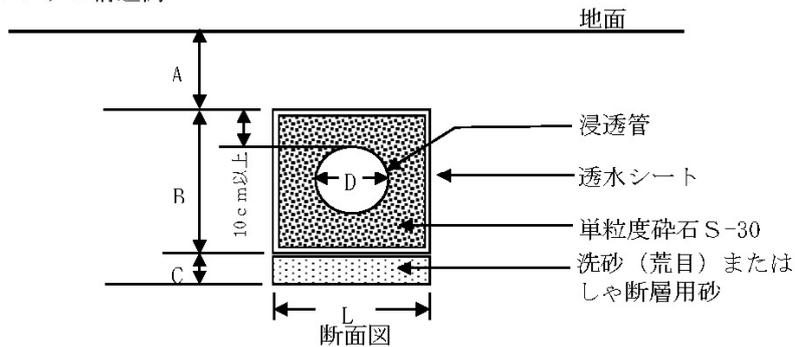
注2: オーバーフロー管底よりも深くすること

例1 (車の乗入れがない場合): $h1 \geq 300$ (土被り200+オーバーフロー管径100)

例2 (車の乗入れがある場合): $h1 \geq 550$ (土被り450+オーバーフロー管径100)

3 浸透トレンチ

浸透トレンチの構造例



浸透トレンチ寸法表 (単位: mm)

型番	トレンチの幅 L	トレンチの高さ B	砂層の高さ C	土かぶり A	管径 D	単位浸透量 $(m^3/(m \cdot hr))$	備考
T I	250	280	20	注2	75	0.220	管径75m mについては、延長3m以内
T II	300	325	25	注2	100	0.245	
T III	350	375	25	注2	125	0.270	
T IV	400	420	30	注2	150	0.295	
T V	550	560	40	注2	200	0.371	
T VI	750	700	50	注2	200	0.454	

注1: 浸透能は全て新規ローム・黒ぼくにおけるものとする

注2: オーバーフロー管底よりも深くすること

例1 (車の乗入れがない場合): $A \geq 300$ (土被り200+オーバーフロー管径100)

例2 (車の乗入れがある場合): $A \geq 550$ (土被り450+オーバーフロー管径100)

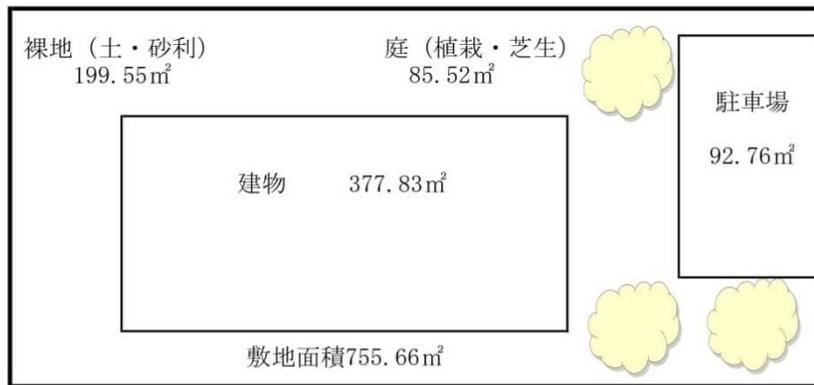
調布市雨水浸透施設設置基準の抜粋 その2

雨水浸透施設設置計算例

土地755.66㎡・建ぺい率50%の場合

土用 地形 利態	屋根面積(建物)	$755.66\text{m}^2 \times 0.5$	=	377.83m^2
	駐車場	$6\text{m} \times 15.46\text{m}$	=	92.76m^2
	庭(植栽・芝生)	$\{755.66\text{m}^2 - (377.83\text{m}^2 + 92.76\text{m}^2)\} \times 30\%$	=	85.52m^2
	裸地(土・砂利)	$755.66\text{m}^2 - (377.83\text{m}^2 + 92.76\text{m}^2 + 85.52\text{m}^2)$	=	199.55m^2
			計	

注) 面積の算出に当たっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで求めた数値を浸透計算に用いること。



1 自然浸透量計算

	面積		浸透能	自然浸透量
屋根面積(建物)	377.83m^2	×	$0\text{m}^3/\text{m}^2$	0m^3
駐車場	92.76m^2	×	$0\text{m}^3/\text{m}^2$	0m^3
庭(植栽・芝生)	85.52m^2	×	$0.05\text{m}^3/\text{m}^2$	4.276m^3
裸地(土・砂利)	199.55m^2	×	$0.002\text{m}^3/\text{m}^2$	0.339m^3
			計	4.675m^3

注) 自然浸透量の算出に当たっては、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位まで求めた数値を浸透計算に用いること。

2 抑制量計算

$$\text{敷地面積}(755.66\text{m}^2) \times \text{対策降雨量}(30\text{mm}) = \text{必要抑制量}(22.67\text{m}^3)$$

注) 抑制量の算出に当たっては、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位まで求めた数値を浸透施設計算に用いること。

3 必要雨水浸透施設計算

$$\begin{aligned} & \text{必要抑制量}(22.67\text{m}^3) - \text{自然浸透量}(4.675\text{m}^3) = \text{必要浸透量}(17.995\text{m}^3) \\ & \text{浸透樹(PVII型: } 1.313\text{m}^3) \times 10\text{個} = 13.13\text{m}^3 \\ & \{ \text{必要浸透量}(17.995\text{m}^3) - \text{浸透樹浸透量}(13.13\text{m}^3) \} \div \text{浸透トレンチ(TVI型: } 0.454\text{m}^3) \\ & = \text{トレンチ長さ}(10.80\text{m}) \\ & \leq \text{トレンチ必要長さ}10.80\text{m} \quad (\text{トレンチ浸透量: } 4.9\text{m}^3) \end{aligned}$$

注) 浸透施設の算出に当たっては、浸透樹は小数点以下を切り上げ、浸透トレンチの長さは10cmを最小単位とする。

4 浸透施設計算

$$\begin{aligned} \text{必要抑制量}(22.67\text{m}^3) & \leq \{ \text{自然浸透量}(4.675\text{m}^3) + \text{浸透施設浸透量}(18.03\text{m}^3) \} \\ & \leq 22.705\text{m}^3 \quad \text{OK} \end{aligned}$$

1－6．貯留施設を設置する場合（建築行為）

建築行為において、貯留施設を設置する場合、調布市の基準（表1－3）により、対策降雨量を満たす貯留施設を設置すること。オリフィスの口径については、「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針-資料編-」の計算方法を参照し、貯留槽が満水位となったときに下水道本管の許可放流量未満の吐出量となるように選定すること。オリフィスにオリフィス口径より小さな断面積（1／3程度）を持ったフィルターを設け、かつ、沈砂槽を設けること。

2 下水道施設の審査基準

2-1. 排水先について

開発区域の排水は、下水道の流域にそって排水すること。

※調布市環境部下水道課の窓口にて開発区域の流域を確認すること。

開発区域の流域が分かれている場合、
流域にそって排水先を分けなければならない。

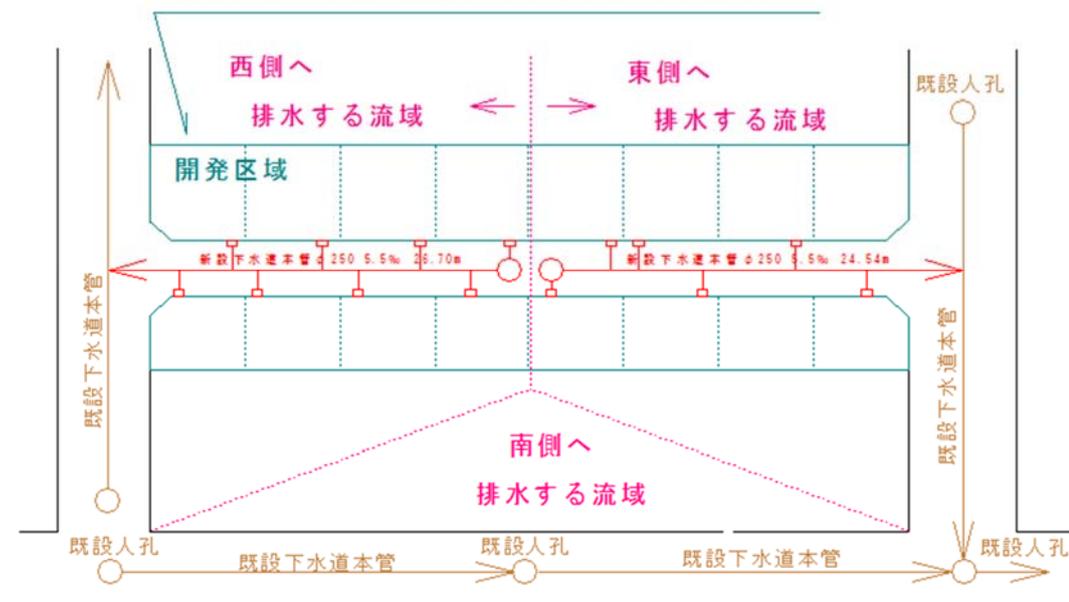


図2-1 宅地造成で下水道本管を敷設するときの排水例

敷地Bは、流域にそって西側へ排水。
取付管は1つにまとめる。

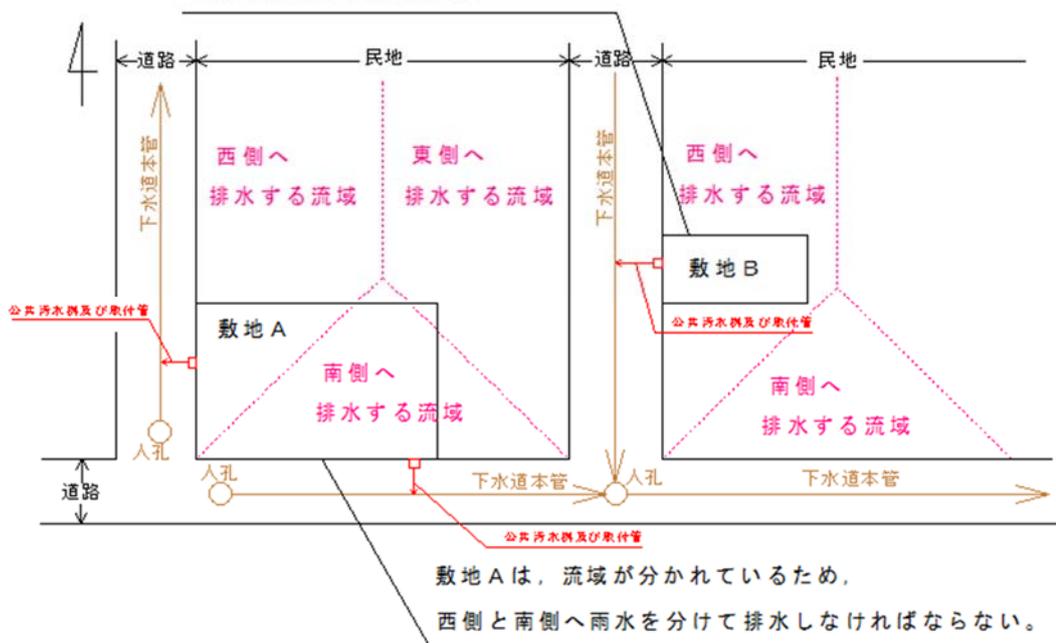


図2-2 集合住宅等で排水するときの例

2-2. 下水道本管の選定及び規定

開発区域に道路を新設する場合、下水道に排除すべき建築物の戸数が3戸以上である場合は、下水道本管を新設すること。

下水道本管の管径は、内径250mm以上（分流地区の汚水本管のみ200mm以上）とし、当該地の排水流量（調布市の流量計算式を用いて算出する）を満たす管径を算定すること。下水道本管の土被りは、1.2m以上確保すること。また、下水道本管の延長は、75mを越えないこと。下水道本管の勾配は、表2-1を参照し、既設本管との接続については、管頂接合すること。下水道本管及び人孔の位置は、道路中心とすること。下水道本管の構造は、硬質塩化ビニル製を標準とし、日本下水道協会規格対象品を使用すること。

2-3. 取付管の選定及び規定

公共柵及び取付管は、1つの建物に対して、1つとなるように整備すること。ただし、当該地の流域が複数に分かれている場合は、流域にそって複数から排水すること。

新設取付管の管径は、内径150mm以上とし、当該地の排水流量（調布市の流量計算式を用いて算出する）を満たす管径を算定すること。新設取付管の構造は、硬質塩化ビニル製を標準とし、日本下水道協会規格対象品を使用すること。

取付管の土被りは、舗装構造厚に30cmを足した深さ以上を確保すること。また、延長は、道路幅以内とすること。

2-4. 調布市の流量計算式

1. 雨水流量 (Q1) を求める。

$$Q1 = (1 / 360) \times C \times I \times A$$

C : 流出係数の平均値 = Σ (地表面積 × 流出係数) / 排水区域全面積

I : 流達時間の平均降雨強度 (50 mm/hr 5年確率)

$$= 4500 / (30 + t) = 4500 / 37$$

t : 流集時間 (管渠の起点及び取付管を算定する場合) = 7分

A : 排水区域全面積 (ha) 1 ha = 10,000 m²

流出係数

表面	流出係数
屋根	0.90
舗装(非透水性舗装)	0.90
舗装(透水性舗装)	0.40
その他不透面	0.80
水面	1.00
間地	0.30
芝、樹木の多い公園	0.25
勾配の緩い山地	0.40
勾配の急な山地	0.60

2. 汚水流量 (Q2) を求める。

$$Q2 = (200 \text{ L/日}) \times \text{人口}$$

$$= (1 / 180,000) \times \text{人口} [\text{m}^3/\text{s}] \quad \text{※1日} = 10 \text{時間とする。}$$

人口 : 2DK 3.5人を標準とし、居間が1部屋増すごとに0.5人加算。ワンルームは1.5人他は、水道用途別1日使用水量より

$$(0.2 \text{ m}^3 = 1 \text{日} 1 \text{人最大汚水量})$$

3. 流入量 (Q3) を求め、安全率をかける。

開発区域が合流地区の場合

$$\text{合流本管の流入量 (Q3)} = \{\text{雨水流量 (Q1)} + \text{汚水流量 (Q2)}\} \times 1.2 \text{ (安全率)}$$

開発区域が分流地区の場合

$$\text{雨水本管の流入量 (Q3)} = \text{雨水流量 (Q1)} \times 1.2 \text{ (安全率)}$$

$$\text{汚水本管の流入量 (Q3)} = \text{汚水流量 (Q2)} \times 2.0 \text{ (安全率)}$$

4. 流入量 (Q3) 以上の流下能力をもった下水道管の管径を選定する。

$$\text{流入量 (Q3)} < \text{選定する下水道管の流下能力}$$

となるように選定する。

表 2-1 下水道本管（硬質塩化ビニル管）の流下能力及び最大延長表

管径[mm]	標準勾配	流下能力[m ³ /s]	流速[m/s]	最大延長[m]
φ 250	5.5‰	0.0573	1.168	75
φ 300	4.5‰	0.0843	1.193	75
φ 350	3.5‰	0.1122	1.166	75
φ 400	3.0‰	0.1483	1.180	75
φ 450	2.6‰	0.1889	1.188	75
φ 500	2.2‰	0.2302	1.173	75
φ 600	1.8‰	0.3386	1.198	75

※流速は、1.2m/秒が標準値。

※管径は、250mm以上とするが、分流地区の汚水本管のみ
管径φ200、標準勾配8.0‰とすることができる。

表 2-2 取付管（硬質塩化ビニル管）の流下能力及び最大延長表

管径[mm]	標準勾配	流下能力[m ³ /s]	流速[m/s]	最大延長[m]
φ 150	12.0‰	0.0217	1.229	道路幅以内
φ 200	8.0‰	0.0381	1.214	道路幅以内
φ 250	5.5‰	0.0573	1.168	道路幅以内
φ 300	4.5‰	0.0843	1.193	道路幅以内
φ 350	3.5‰	0.1122	1.166	道路幅以内
φ 400	3.0‰	0.1483	1.180	道路幅以内
φ 450	2.6‰	0.1889	1.188	道路幅以内

※流速は、1.2m/秒が標準値。管径は、150mm以上とする

2-5. 人孔の選定及び規定

新設人孔は、起点、中間点、会合点において接続できる最大管径が異なるため人孔選定表に基づき選定すること。また、人孔の蓋及び蓋受けの位置は、車の乗り入れが少ない位置（道路幅の中心）とすること。下水道本管の敷設にあたり、人孔接続部には、マンホール耐震継手を使用すること。人孔蓋は、調布市下水道用マンホール蓋設置規定を遵守すること。

表 2-3 人孔選定表

呼び径	人孔内径	最大管径 (起点及び中間点)	最大接続管径 (会合点)	最大深さ (地盤から下流管底高)
1号人孔(1種)	900mm	500mm	400mm	3m
1号人孔(2種)	900mm	500mm	400mm	5m
2号人孔(2種)	1200mm	800mm	500mm	5m
3号人孔(2種)	1500mm	1100mm	700mm	5m
4号人孔(2種)	1800mm	1200mm	800mm	5m
5号人孔(2種)	2200mm	1500mm	1100mm	5m

※最大深さは、埋め戻し土が一般的($\gamma=18\text{kN/m}^3$ 、 $\phi=30^\circ$)な土質での埋設深さを示す。

※人孔深が3mを超える場合は、別途協議すること。

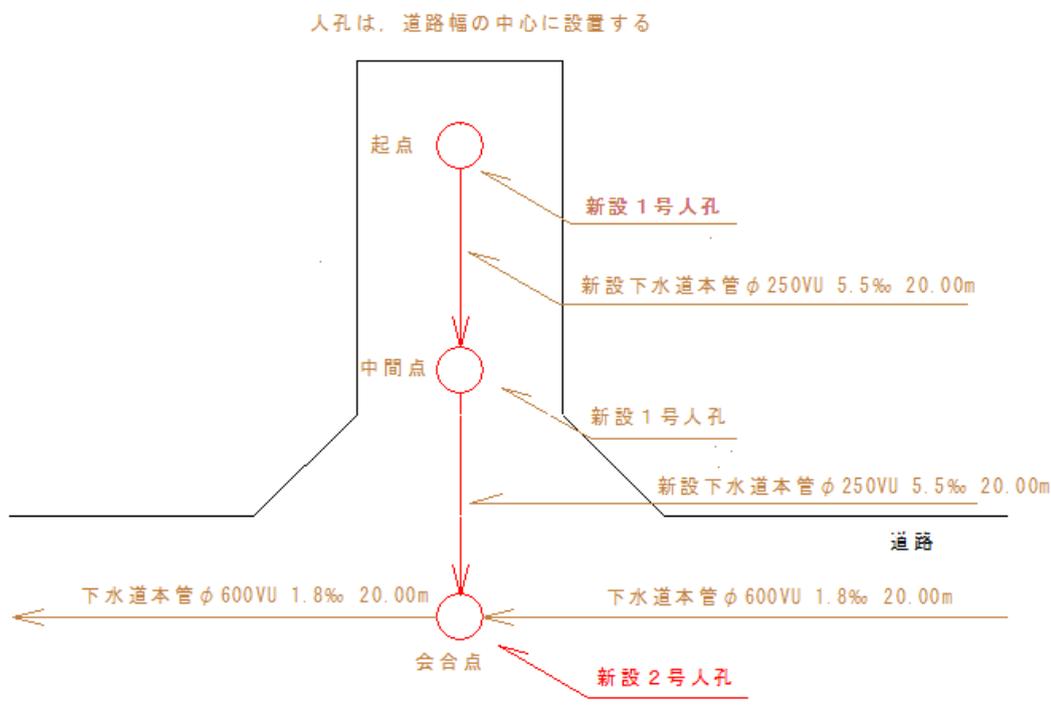


図 2-3 起点、中間点、会合点による人孔設置例

2-6. 人孔の足掛け金具の位置

人孔の足掛け金具の位置は、下流側の下水道管径が内径400mmまでは下流方向に設置すること。下流側の下水道管径が内径400mmより大きい場合は、人孔から下流を向いたときに左側に設置すること。



図2-4 人孔の足掛け金具設置 平面図

2-7. 人孔の勾配及び接続の規定

人孔内での上流管底高と下流管底高は、2cmを標準とする。既設管との接続にあたり落差が生じる場合、上下流の管底差が60cm未満までは、人孔内での落差を許容する。上下流の管底落差が60cm以上かつ1号人孔の場合は、外副管を設置する。上下流の管底落差が60cm以上かつ2号人孔以上の場合は、内副管を設置することを原則とする。

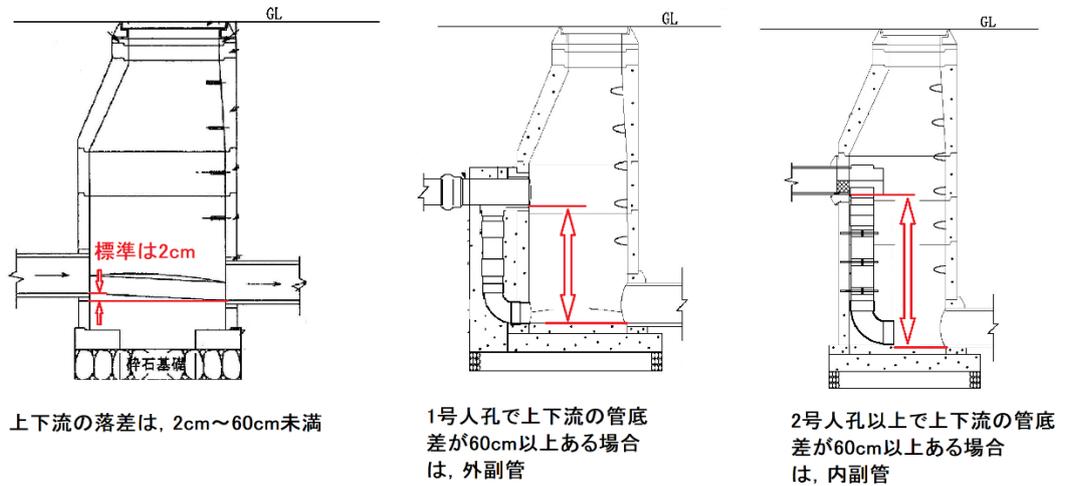


図2-5 人孔内の勾配及び管接続規定 断面図

表2-4 外副管径の選定表

本管径	副管径
φ250から400	φ200
φ450から500	φ250
φ600	φ300

※φ650以上は、別途協議とする。

2-8. 公共樹の選定及び規定

公共樹の選定は、樹の深さや取付管内径によることから、次の表に適合するよう選定及び整備すること。公共汚水樹のインバートはストレートとし、会合を行わないこと。既設の公共樹がこの規定に適合していない場合は、適合するように撤去、新設すること。

表 2-5 公共樹の選定表

公共樹 名称	内径 [mm]	前面道路に 歩道がない場合 樹設置位置	前面道路に 歩道がある場合 樹設置位置	樹の深さ[mm] ※2	取付管内径 [mm]
小型	200	道路の際	歩道上※1	2000 まで	150mm
小型	300	道路の際	歩道上※1	2000 まで	200 から 300mm
0号人孔	750	宅地内	宅地内	2000 まで	150 から 250mm
1号人孔	900	宅地内	宅地内	3000 まで	150 から 600mm

※1 都道・国道の場合は、宅地内とする。

※2 樹の最小深さは、舗装構造厚+30cm+取付管径とする。

2-9. 他企業埋設物との離隔

他企業埋設管の調査を行い、縦断図面、平面図に示すこと。新設下水道施設と他企業埋設管の離隔が30cm以上とれない場合は、防護について他企業と協議を行い、どのように防護するかを図面に示すこと。

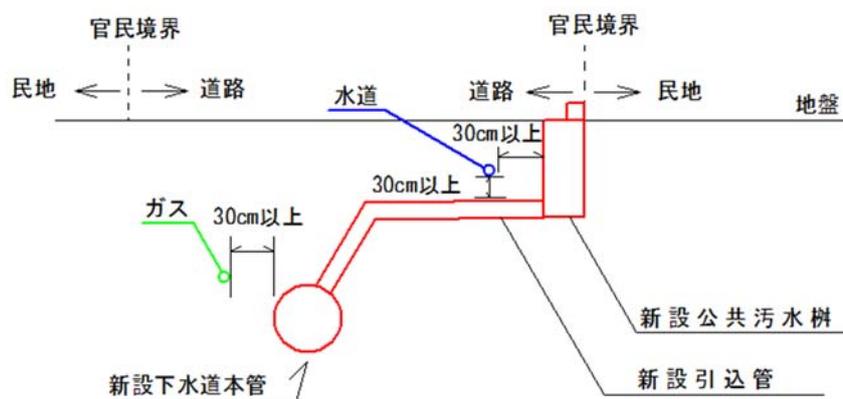
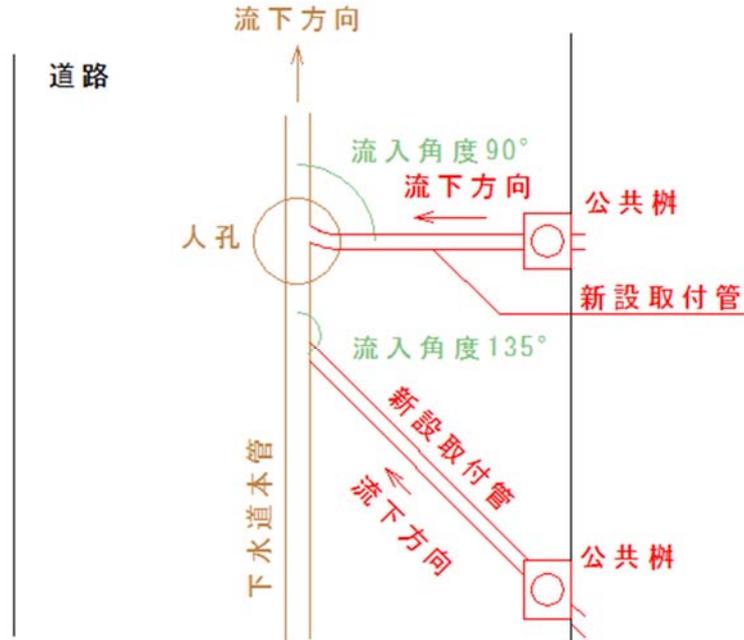


図 2-6 他企業管との離隔 断面図

2-10. 平面上の流入角度の規定

人孔接続，管接続において，平面的な流入は，下流方向を 0° としたとき， 90° 以上の流入角度をとり，流れる向きに対して逆方向に接続しないようにすること。



流入角度は，流下方向に対して 90° 以上とする。

図2-7 取付管及び本管における流入角度 平面図

2-11. 管接続の規定

取付管から下水道本管，下水道本管から下水道本管へ管接続できる条件は，次のとおりとする。この条件に満たない場合は，下水道本管へ割り込み人孔を新設すること。

表2-5 管接続できる条件表

接続元の管径	接続先の管径
$\phi 150$	$\phi 250$ 以上
$\phi 200$	$\phi 600$ 以上
$\phi 250$	$\phi 750$ 以上
$\phi 300$	$\phi 900$ 以上
$\phi 350$	$\phi 1100$ 以上
$\phi 400$ 以上 管内径をAとしたとき	$A \times 3$ 倍以上

2-1-2. 管接続における断面上の流入角度の規定

取付管は、平面及び断面上での延長に対して、曲がりを使用しないことを原則とし、流入角度や離隔を取るなどの理由で、やむを得なく曲げる場合は、曲がりをもととする。また、下水道本管同士の管接続や、取付管から本管への管接続における断面的な流入は、管頂を 0° としたときに、 60° を標準とし、 60° 以下とすること。

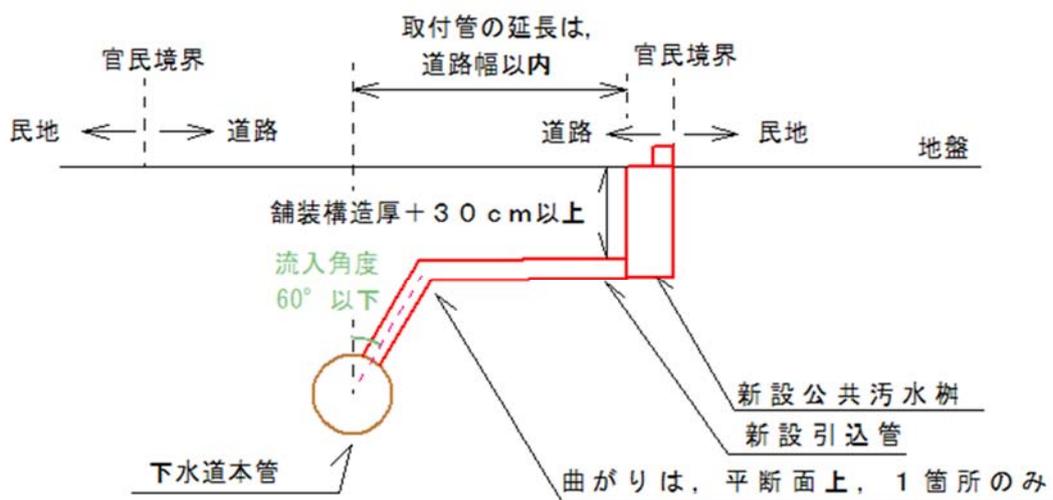


図2-8 管接続における流入角度 断面図

2-1-3. 本管接続及び人孔接続の離隔規定

取付管の削孔穴同士（支管のつばを含む）の間隔は、 0.7 m 以上とすること。管渠の受け口と取付管削孔穴の間隔は、 0.5 m 以上とすること。人孔の削孔穴同士の間隔は、 0.3 m 以上とすること。人孔の端部と取付管削孔穴の間隔は、 1.0 m 以上とすること。削孔穴と受け口は中心からの離隔ではなく、端部からの離隔を示す。

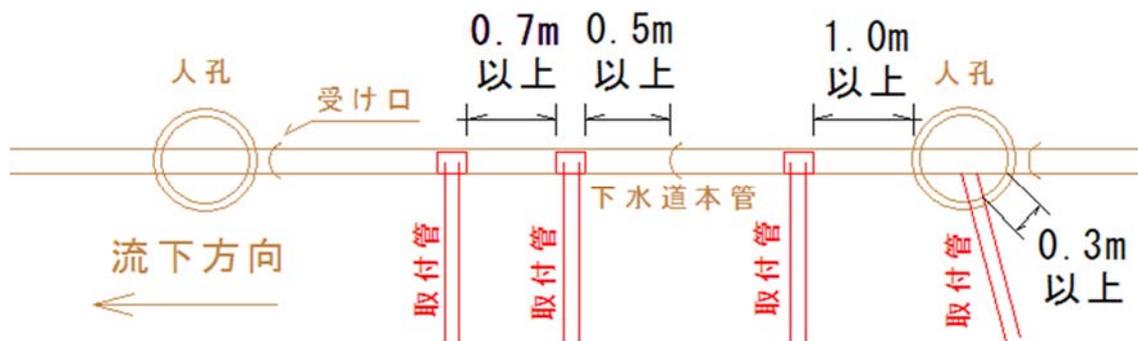


図2-9 取付位置による離隔 平面図

2-14. 取付管の既設利用

既設の取付管が陶管の場合は、取付管を根本から撤去し、閉塞を行うか、塩化ビニル管に敷設替えすること。既設の取付管が塩化ビニル管の場合は、流量計算上、排水流量が満たしていて、かつ、流域にそった排水をする場合は、既設利用を認める。

2-15. 既設人孔の蓋替え

舗装復旧範囲内にある既設人孔が、旧人孔蓋の場合は、交換について協議すること。

3 排水設備の審査基準

3-1 雨水貯留における注意事項

雨水貯留槽や湧水貯留槽を設置し、ポンプ等で汚水系統へ排水する場合は、私設メーターを検針しやすい場所に設置すること。また、公共下水道開始届を提出し、排水量に応じて下水道料金を支払うこと。雨水貯留槽や湧水貯留槽からポンプ等で、浸透施設へ排水する場合は、この限りではない。

3-2 駐車場のオイル阻集器の設置

駐車場の面積が500㎡を超えるか、3階以上の立体駐車場には、オイル阻集器（ガソリントラップ）を設置すること。オイル阻集器の構造は、東京都排水設備要綱に準じること。

3-3 営業用調理場におけるグリース阻集器の設置

営業用調理場がある場合、東京都排水設備要綱の阻集器の設計に基づき、グリース阻集器を設置すること。流入流量及び体積残さの質量を計算し、阻集器の選定根拠を示すこと。また、グリース阻集器は、日本阻集器工業会の認定品を原則として使用すること。

3-4 平面図の作図

東京都排水設備要綱に準じて作図すること。

改変履歴

令和5年3月17日

- ①公共枿の選定及び規定に小型公共ますを追加。
- ②下水道本管の最大延長を管径120倍から75mに変更。
- ③流量計算式の汚水本管の余裕率を20%から100%に変更。
- ④外副管径の選定表の数値を下水道施設計画・設計指針と解説に合わせて変更。
- ⑤人孔選定表の数値を下水道施設計画・設計指針と解説に合わせて変更。
- ⑥人孔選定表に1号人孔（2種）を追加。
- ⑦人孔内落差が60cmを超える場合は、1号人孔は外副管、2号人孔以上は内副管に変更。
- ⑧調布市雨水浸透施設設置基準の浸透施設の碎石高の土被りを変更。

令和 年 月 日

調 布 市 長 様

事業主 住所（所在地）
氏名（名称又は代表者） ⑩

設計者 電話 （ ）
住所（所在地）
氏名（名称又は代表者） ⑩

電話 （ ）

排 水 設 備 計 画 承 認 申 請 書

事業名称「 」の、開発行為・集合住宅等における排水設備計画の承認を受けたいので、下記図面を添えて申請します。

記

- 1 施工箇所
- 2 施工目的
- 3 敷地面積
- 4 予定工期 令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 案内図 3000分の1程度
 - (2) 汚水量計算書・雨水量計算書・浸透施設計算書
 - (3) 施工図面
 - ア 平面図 100分の1
(汚水—赤線, 雨水—緑線, 既設—破線, 撤去—黄線)
 - イ 断面図(公共柵を新設・撤去する場合, 公共柵から下水道本管までを示すこと。) 100分の1
 - ウ 縦断図(下水道本管を敷設する場合, 添付すること)
 - エ 構造詳細図